

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
の翌日は、そ
の翌日)

目次
◇告 示 都市計画の決定

告 示

鳥取県告示第八百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市計画課